

建設工事に有資格業者に対する指名停止措置について

(1) 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社斉藤建設	土浦市宍塚1677-1	2-001498

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可を表す。

(2) 指名停止措置期間

令和7年1月15日から令和7年2月14日まで(1か月)

(3) 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事

(4) 事実概要

当該業者は土浦土木事務所つくば支所発注の下水道管渠工事(つくば市島名地内)において、令和5年9月7日、下水道管布設作業の際、転落の恐れのある開口部へ転落防止措置を実施していなかったことなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が死亡する事故を生じさせた。

(5) 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成29年要領第3号)別表第1第8号イに該当すると認められる。

<指名停止措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ア (略) イ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき。 ウ、エ (略)	1ヶ月

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

電話029-297-5005(直通)